

様式第2 (第12条、第63条、第99条、第122条、第126条関係)

財産に関する調書

×許可(登録)番号
×提出年月日

住 所
名 称
代表者の氏名

印

(年 月 日現在) (単位 千円)

科 目	帳 簿	価 格	修正価格	備 考
A 資産の部				
I 流動資産				
(1) 現金				
(2) 預金				
(3) 受取手形 (貸倒引当金)	()			
(4) 売掛金				
(イ)割賦販売に係る売掛金 (貸倒引当金)	()			
(ロ)前払式特定取引に係る売掛金 (貸倒引当金)	()			
(ハ)包括信用購入あっせんのカード等に係る 未収債権 (貸倒引当金)	()			
(ニ)個別信用購入あっせんに係る未収債権 (貸倒引当金)	()			
(ホ)その他の売掛金 (貸倒引当金)	()			
(5) 有価証券				
(6) 商品				
(7) 製品				
(8) 半製品				
(9) 原材料				
(10) 仕掛品				
(11) 貯蔵品				
(12) 前渡品				
(13) 前払費用				
(14) 短期貸付金 (貸倒引当金)	()			
(15) 立替金				
(16) 未収入金 (貸倒引当金)	()			
(17) 未収収益				
(18) 前払式割賦販売に係る繰延費用(1年以内)				
(19) 前払式特定取引に係る繰延費用(1年以内)				
(20) その他の流動資産				
II 割賦販売法の規定により供託された営業保証金 及び前受業務保証金				
(21) 現金による営業保証金及び前受業務保証金				

(22) 有価証券による営業保証金及び前受業務保証金

III 固定資産

1 有形固定資産

(23) 建物
(減価償却累計額) ()

(24) 構築物
(減価償却累計額) ()

(25) 機械及び装置
(減価償却累計額) ()

(26) 車両その他の陸上運搬具
(減価償却累計額) ()

(27) 工具器具及び製品
(減価償却累計額) ()

(28) 土地

(29) 建設仮勘定

(30) その他の有形固定資産
(減価償却累計額) ()

2 無形固定資産

(31) のれん

(32) 借地権

(33) 特許権

(34) 商標権

(35) 実用新案権

(36) 意匠権

(37) 電話加入権

(38) その他の無形固定資産

3 投資等

(39) 投資有価証券

(40) 出資金

(41) 長期貸付金
(貸倒引当金) ()

(42) 前払式割賦販売に係る繰延費用(1年超)

(43) 前払式特定取引に係る繰延費用(1年超)

(44) その他の投資等

IV 繰延資産

(45) 創立費

(46) 開業費

(47) 株式交付費

(48) 社債発行費

(49) 開発費

(50) その他の繰延資産

B 負債の部

I 流動負債

(1) 支払手形

(2) 買掛金

(イ) 包括信用購入あつせんのカード等に係る未払債務

(ロ) 個別信用購入あつせんに係る未払債務

(ハ) その他の買掛金

(3) 短期借入金

(4) 未払金

(5) 未払費用

(6) 前 受 金 (イ)前払式割賦販売に係る会員前受金(1年以内) (ロ)前払式特定取引に係る会員前受金(1年以内) (ハ)その他の前受金 (7) 預 り 金 (8) 前 受 収 益 (9) 未払法人税等 (10) その他の流動負債 II 固 定 負 債 (11) 社 債 (12) 長期借入金 (うち受託事業基金) (13) 会員前受金 (イ) 前払式割賦販売に係る会員前受金(1年超) (ロ) 前払式特定取引に係る会員前受金(1年超) (14) 退職給与引当金 (15) その他の固定負債 III 引 当 金 (16) 価格変動準備金 (17) 海外市場開拓準備金 (18) その他の引当金 IV 未 実 現 利 益 (19) 割賦販売に係る未実現利益 (20) 前払式特定取引に係る未実現利益 (21) 包括信用購入あっせんに係る未実現利益 (22) 個別信用購入あっせんに係る未実現利益				
資産の部の合計額から負債の部の合計額を控除した額(A-B)				
(参考) 純 資 産 I 株 主 資 本 1 資 本 金 2 資 本 剰 余 金 (1) 資 本 準 備 金 (2) その他資本剰余金 3 利 益 剰 余 金 (1) 利 益 準 備 金 (2) その他利益剰余金 (イ)任意積立金 (ロ)繰越利益剰余金 4 自 己 株 式 II 評 価・換 算 差 額 等 1 その他有価証券評価差額金 2 繰延ヘッジ損益 3 土地再評価差額金 III 新 株 予 約 権				

(備考)

- 貸倒引当金又は減価償却累計額を計上する資産については、「帳簿価額」の左欄に貸倒引当金又は減価償却累計額を控除する前の帳簿価額及び貸倒引当金又は減価償却累計額の額を、「帳簿価額」の右欄に貸倒引当金又は減価償却累計額を控除した後の帳簿価額を記載し、その他の資産並びに負債及び資本については、「帳簿価額」の右欄に帳簿価額を記載すること。
- 「修正価額」の欄には、割賦販売法施行令第6条ただし書の規定により帳簿価額以外の額による場合における同ただし書に規定する当該資産又は負債の額を記載すること。

- 3 「備考」の欄には、必要に応じ、資産及び負債について当該資産又は負債の内容及び評価方法を要約して記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 5 ×印の欄は、様式第1若しくは様式第22の許可申請書又は様式第14若しくは様式第16の登録申請書に添付する場合は、記載しないこと。